



編集・発行
 公益財団法人 栃木県生活衛生
 営業指導センター
 〒320-0027
 宇都宮市瑞田1-3-5砂川ビル
 TEL028(625)2660
 栃木県保健福祉部生活衛生課
 〒320-8501
 宇都宮市瑞田1-1-20 TEL028(623)3110

令和5年度 栃木県生活衛生同業組合協議会の定期総会を開催



来賓祝辞 (福田知事)

6月20日(火)、ホテル東日本宇都宮において、福田富一知事をはじめ関谷暢之県議会副議長、岩佐景一郎保健福祉部長ら多くの御来賓をお迎えし、令和5年度定期総会が開催されました。

総会議事に先立ち「協議会長表彰」が行われ、協議会各支部から推薦された生活衛生功労者12名、経営特別相談員功労者1名、優良従業員2名にそれぞれ表彰状が授与されたほか、生活衛生関係営業の発展に顕著な功績のあった4名に対して感謝状が贈呈されました。

続いて総会議事においては、令和4年度事業報告及び収支決算、令和5年度事業計画及び収支予算について、原案どおり承認されました。

また、報告事項として役員の変更について、新たに副会長に柳健氏(興行生活衛生同業組合理事長)、専務理事に八木沢和夫氏(生活衛生営業指導センター専務理事)、理事に亀井實氏(中華料理生活衛生同業組合理事長)、監事に掛川薫氏(飲食業生活衛生同業組合)が選任された旨の報告等がありました。

栄えある受章おめでとろございます!!

栃木県生活衛生同業組合協議会長表彰

【生活衛生功労者】

氏名	組合名	支部名
田崎 ハマ	美容業	宇都宮
福田 治久	旅館ホテル	
飯野 哲也	旅館ホテル	
福田 益子	美容業	鹿沼
永島 政子	美容業	栃木
上田 富春	社交飲食業	
池澤 智子	美容業	

氏名	組合名	支部名
菅谷 宣明	理容	矢板
熊田 喜代子	美容業	南那須
富田 亨	美容業	足利
齋藤 榮一	めん類業	佐野
藤田 健治	理容	

【経営特別相談員功労者】

氏名	組合名	支部名
関口 博之	理容	佐野

【優良従業員】

氏名	組合名	支部名
直井 由紀子	美容業	小山
木村 智	理容	大田原

【感謝状贈呈者】

氏名	所属組合等
三井 勝滋	栃木県生活衛生同業組合協議会 前副会長 (栃木県興行生活衛生同業組合 前理事長)
田辺 悦夫	栃木県生活衛生同業組合協議会 前専務理事
荒川 和芳	栃木県生活衛生同業組合協議会 前理事 (栃木県中華料理生活衛生同業組合 前理事長)
坂本 和正	栃木県生活衛生同業組合協議会 前監事



栃木県誕生150年記念 県民の日イベントに参加

6月10日（土）、栃木県主催の「県民の日イベント」が県庁周辺で開かれ、指導センターは標準営業約款（Sマーク）を普及させるため、飲食業組合事務局の協力の下、県庁15階のブースに出展して、来場された多くの県民の方々に対してPR用マスクやウェットティッシュなどの配布を通じたSマークの普及活動を行いました。

毎年開催しているイベントではありますが、今年は「栃木県誕生150年記念」として盛大に実施されたこともあり、天候にも恵まれ多くの県民が来場されました。用意したPRグッズは、予想を遥かに超えて昼前にはなくなり、急遽追加のグッズを用意して対応するなど大きな成果を上げることができました。



安全・安心
の目印

厚生労働大臣認可

標準営業約款 Sマーク



お客様に約束する
3つのS

- ✓ Safety 安全であること
- ✓ Sanitation 清潔であること
- ✓ Standard 安心であること

理容 美容 クリーニング めん類 飲食

令和5年度関係者等会議を開催、各種事業の再開に期待！

恒例の生衛組事務局長等会議を7月3日（月）に、協議会支部長等合同会議を7月10日（月）に、宇都宮市内においてそれぞれ開催しました。新型コロナウイルスの5類移行を受け、社会経済活動が活発化することが期待される中、生衛業振興に係る各種事業も3年ぶりに実施できるよう、関係者の意識高揚と情報の共有を図りました。



生衛組事務局長等会議

特に、経営者等講習会、消費者懇談会など集合形式の事業や、後継者育成支援事業、地域ふれあいたすけあい事業など訪問形式の事業など、コロナ禍で見送られてきた各種事業の再開には大きな期待が寄せられました。

組合員の皆様には、今後、各組合や各支部が企画する多種多様な事業に、積極的に参加くださるようお願いいたします。



協議会支部長・特相員部会長・事務局長等合同会議

令和5年度経営特別相談員研修会を県内3会場で開催



県央会場

度目標2,000件の達成をお願いし、その後、よろず支援拠点の中小企業診断士から「公的支援を活用した経営改善」について、同じく税理士から「インボイス制度」について、最後に全国生衛指導センターから「生活衛生改善貸付の意義とその活用」について、それぞれ御講演をいただきました。



県北会場

猛暑が続く中、7月18日(火)、宇都宮市内において県央地区の研修会を開催し、51名の特相員の皆様に参加いただきました。また、コロナ禍でこの2年間書面開催となった県南・県北地区についても、7月25日(火)に足利市内、8月1日(火)に矢板市内において、それぞれ27名、14名の参加を得て開催することができました。

研修会では、先ず当センターから、「特相員の役割」と「指導カルテによる巡回指導事業」について本年



県南会場

各会場の受講者からは、「色々な補助金を使ってみたくなった」、「インボイス制度がわかりやすかった」、「衛経融資は重要だと思った」との声が寄せられ、多くの特相員にとって大変意義深い研修となりました。

受講された特相員の皆様には、この研修成果を今後の活動に活かしていただき、地域の身近な相談相手として一層活躍することが期待されます。

本県で7年ぶり！ 生衛業経営セミナーを10月に開催します

全国生衛指導センター主催、栃木県指導センター共催による「生衛業経営セミナー」を、平成28(2016)年以来7年ぶりに本県で開催します。今回は「生活衛生業及び生活衛生同業組合の再興に向けて」をテーマに、次の日程で専門家による講演を行います。

○日時：10月2日(月) 13:30~16:00

○場所：ホテルニューイタヤ 本館3階「天平の間」

○講演1 「人材確保と活用可能な助成金対策」

講師 社会保険労務士 小沼 友宏 氏

(株)TMC経営支援センター常務取締役

○講演2 「生活衛生業及び生活衛生同業組合の再興に向けて」

講師 全国生衛指導センター専務理事 伊東 明彦 氏

○定員100人・入場無料(オンライン配信はありません)

お申込み・お問合せは、全国生衛指導センター(TEL03-5777-0341)又は栃木県指導センター(TEL028-625-2660)で、9月下旬まで受け付けています。



組合だより

新理事長就任のご挨拶 (中華料理組合)



栃木県中華料理生活衛生同業組合 理事長 亀井 實

このたび令和5年度の通常総会に於て、前理事長荒川和芳氏の後任として9代目理事長に就任いたしました、亀井實でございます。

私は、昭和52年に宇都宮市に開業し現在に至っております。

開業と同時に栃木県中華料理生活衛生同業組合に入会しました。不安で一杯の毎日でしたが、当時の滝口理事長はじめ栃木県生活衛生営業指導センターの柳理事長、馬場専務の体制のもと懇切丁寧に色々ご指導頂きました。自分もいつか業界に貢献したいと願いながら営業致してきました。

さて、ここ4年間の新型コロナウイルス感染症対策では、世界はもとより日本中が大変な思いをしました。当組合でも組合活動が思うように出来ずにおりましたが、やや和らいで来たのと5類感染症に移行したことを機に、組合業界も良くなって来たように思います。ですが、景気が良くなりつつある中、原材料費、光熱費の高騰、人手不足、最低賃金の引上げ等でまだまだ厳しい経営環境が続いております。

また、私達組合員は、食品衛生協会とも連携して組合員の加入促進を図りたいと思っています。一般の保険会社より食品賠償共済保険、火災共済保険など安く安心安全に加入できます。

今後も厳しい環境は変わらないと思います。微力ではございますが業界組合発展のため全力を尽くす所存でございますので、今後ともどうぞ宜しくお願い申し上げます。

事業主のみなさまへ

労働保険への加入について

労働保険とは「労災保険」と「雇用保険」の総称です
パートやアルバイトを含む労働者1名から加入する義務があります

- 労災保険は、工作中・通勤中におけるケガ・病気・死亡に対して補償を行う制度
- 雇用保険は、育児や介護による休職中、求職中などに補償を行う制度

職場でのコロナ感染や通勤中の交通事故も労災の補償対象です

労災保険の主な補償内容



- 病院代全額補償 ● 休業補償 (8割) 支給
- 遺族年金、葬祭料、障害年金、介護補償 など

詳しくは
ご相談ください



TMC

加入手続きを怠っていると・・・

- 1.遑って保険料が徴収され、追徴金が発生することがあります
- 2.労働災害が生じた場合、労災保険給付額の全部又は一部が徴収されます
- 3.事業主の方のための助成金が受けられません

お問い合わせ

TMC労働保険組合 TEL:0120-020-631 那須塩原市大原間西1-10-6

受付時間 9:00~17:30 (土日祝・年末年始除く)

支部だより

新支部長と活動状況のご紹介 (大田原支部)



栃木県生活衛生同業組合協議会大田原支部長 矢吹典久

コロナ禍の中、1期2年間にわたり栃木県生活衛生同業組合協議会大田原支部の指揮を執っていた矢村裕一前支部長が御勇退され、このたび支部長となりました矢吹典久と申します。皆様におかれましては、日頃から当支部の運営に御理解・御協力いただき、感謝申し上げます。

私は、大田原市内で「タマリクス矢吹」という理容所を営んでおり、お子様から高齢の方まで幅広い世代にサービスを提供しております。様々なお客様と接する中で、色々な御意見をいただいております、日々改善を図っているところです。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが変更され、対応が大きく転換されました。引き続き感染対策を講じながら、縮小していた支部事業も従前の形で再開していきたいと考えております。

最後になりますが、生活衛生営業を取り巻く課題が多々ありますが、組合員と一致団結し、生活衛生業界の更なる発展に積極的に取り組んでいくとともに、自主衛生管理の徹底を図り、県民の安全・安心の確保に貢献して参ります。

支部だより

新支部長就任のご挨拶 (矢板支部)



栃木県生活衛生同業組合協議会矢板支部長 渡辺 稔

このたび篠原栄一前支部長の御勇退に伴い、栃木県生活衛生同業組合協議会矢板支部長となりました渡辺稔と申します。生活衛生関係営業の皆様におかれましては、平素より御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

私は、矢板市で美容室を経営しておりますが、現在も現場に立ちお客様と楽しい毎日を過ごしております。また、栃木県美容業生活衛生同業組合にて常務理事として務めており、二足の草鞋は体力的にも精神的にも辛く感じる時もありますが、微力ながら組合発展の一助となるよう努めております。栃木県生同協矢板支部長の職務も、役員をはじめ会員の皆様の御協力をいただきながら任務を務めてまいります。

さて、今年度の支部事業につきましては、先日実施された定期総会をはじめ、対面での活動を再開しております。支部事業を活性化させ組合員の資質向上や連携強化を図り、生活衛生関係営業者が抱える諸問題を乗り越えていきたいと存じます。

更なる経営の健全化並びに衛生水準の向上を目指してまいりますので、今後ともどうぞよろしくお願いたします。

支部だより

新支部長就任のご挨拶 (宇都宮支部)



栃木県生活衛生同業組合協議会宇都宮支部長 中野 智之

この度、令和5年7月25日をもって、栃木県生活衛生同業組合協議会宇都宮支部長に就任いたしました、社交飲食業組合の中野です。

前任の旅館ホテル組合 福田治雄様よりバトンを受け、組合員の皆様と、支部の発展のために、支部長の職を全うする所存でありますので、御協力のほどよろしくお願いたします。

生活衛生関係営業を取り巻く環境は、人口減少や消費者ニーズの多様化などの問題に加え、昨今の原材料価格高騰などによる物価の上昇もあり、厳しい状況にあります。それぞれが、引き続き、消費者から信頼される店づくりを目指し、日々取り組み続けていく事が、生活衛生業界の発展につながりますので、宇都宮支部全体で協力し合いながら、営業の健全化と衛生水準の維持・向上に努めていきたいと考えております。

今後とも引き続き御指導御厚情を賜りますようお願いいたします。

免税事業者のみなさまへ

具体例

インボイス発行事業者の登録を受ける必要がある？

(インボイスの発行はインボイス発行事業者に限られます) ~飲食店のケース~

事例

BARを経営しているBは、A社から酒類を仕入れ、お客様であるCに提供している（その他に経費はないものとする。）。

AとC：課税事業者 B：免税事業者



登録を受けるかの判断ポイント1：売上先（C）が仕入税額控除の適用を受けるかどうか

仕入税額控除とは、納付する消費税額を計算するに当たって、売上に係る消費税額から、**仕入れ等に係る消費税額を差し引くこと**をいいます。

納付する消費税額の計算方法

$$\left[\text{売上げに係る消費税額} - \text{仕入れ等に係る消費税額} = \text{納付する消費税額} \right]$$

Cの消費税の納付税額の計算

【Cが事業の接待等で利用する場合】

Bに支払った消費税額5,000円を差し引くためには（仕入税額控除の適用を受けるため）、**インボイスの保存が必要**

※ 税込1万円未満の取引について、一定期間は、一定の事項を記載した帳簿のみを保存することで仕入税額控除の適用を受けることができる経過措置（少額特例）が設けられています。

【Cが事業の接待等で利用しない場合】

事業として対価を得て行うものではなく、仕入税額控除の適用はないため、**インボイスの保存は不要**（支払った消費税額5,000円は消費者として負担）

あなたがインボイス発行事業者の場合

$$8,000 \text{円} - 5,000 \text{円} = 3,000 \text{円}$$

(売上税額) (仕入税額) (納付税額)

あなたがインボイス発行事業でない場合

$$8,000 \text{円} - 0 \text{円} = 8,000 \text{円}$$

(売上税額) (仕入税額) (納付税額)

あなたがインボイス発行事業者が否かで、売上先の納付税額が変わります。

ただし、制度開始後6年間は、次の一定割合を仕入税額控除できる経過措置が設けられています。

- 【令和5年10月～令和8年9月】 80%
- 【令和8年10月～令和11年9月】 50%

登録を受けるかの判断ポイント2：インボイス発行事業者は消費税の申告・納付が必要

インボイス発行事業になると、基準期間の課税売上高が1,000万円以下になっても免税事業者となることはなく、**課税事業者**として消費税の申告・納付が必要となります。

制度への対応に当たり、IT導入補助金や小規模事業者持続化補助金があります。適用条件や内容について、詳しくはリーフレットご参照ください。



IT導入補助金リーフレット



小規模事業者持続化補助金リーフレット

令和5(2023)年度ふぐ処理者認定試験の御案内

1 試験の日時及び場所

- (1)日時 令和5(2023)年10月15日(日)午前9時30分から12時30分まで
(2)場所 アイ・エフ・シー調理製菓大学校(宇都宮市平出町3580-3)

2 試験科目

- (1)学科試験 ア 水産食品の衛生に関する知識
イ ふぐに関する一般知識
①関係法規 ②ふぐの種類と鑑別 ③ふぐの処理と鑑別 ④ふぐの一般知識
(2)実技試験 ア ふぐの種類と鑑別
イ ふぐの処理と鑑別



3 受験願書の受付期間及び提出先

- (1)受付期間
ア 持参の場合 令和5(2023)年8月28日(月)から同年9月8日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)
午前8時30分から正午及び午後1時から午後5時15分まで
イ 郵送の場合 簡易書留で令和5(2023)年8月28日(月)から同年9月8日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。
※令和5(2023)年9月15日(金)午後5時15分提出先必着

- (2)提出先 栃木県保健福祉部生活衛生課

4 問い合わせ先・詳細

栃木県保健福祉部生活衛生課 電話 028-623-3109
問い合わせ先等の詳細はホームページを御覧ください。
<https://www.pref.tochigi.lg.jp/e07/fugu.html>



令和5(2023)年度クリーニング師試験の御案内

1 試験の日時及び場所

- (1)日時 令和5(2023)年11月19日(日)午前10時から
(2)場所 (公社)栃木県獣医師会館(宇都宮市昭和1丁目1番23号)

2 試験科目

- (1)学科試験 ア 衛生法規に関する知識、イ 公衆衛生に関する知識、ウ 洗たく物の処理に関する知識
(2)実地試験 ア 鑑定試験(薬品の鑑定、繊維の鑑定)、イ 技能試験(アイロン仕上げの技能)

3 受験願書の受付期間及び提出先

- (1)受付期間 令和5(2023)年10月2日(月)から10月4日(水)まで
午前8時30分から正午及び午後1時から午後5時15分まで
(郵送による場合は令和5(2023)年10月4日までの消印有効)

- (2)提出先

ア 県内(宇都宮市を除く)居住者:その居住地を管轄する健康福祉センター
イ 宇都宮市内居住者:宇都宮市保健所
ウ 県外居住者:栃木県保健福祉部生活衛生課

4 問い合わせ先

栃木県保健福祉部生活衛生課 衛生・水道担当 電話 028-623-3110
※詳細は栃木県公式ホームページを御覧ください。



生活衛生営業のための 無料アプリ



プロモーション映像で、便利さ、
お得さを体感していただけます



★簡単便利な4つの機能★

「せいせいNAVI」は、お使いのスマートフォンやタブレットで、生活衛生関係業者
にとって有益な各種情報を入手検索・受取りできる、簡単で便利なモバイルアプリです。



新着情報

生活衛生営業の新着情報を知ることができます！



検索機能

生活衛生営業関連の情報を複数の条件で探すことができます！



先進事例

経営改善の先進的な事例を検索し、閲覧できます！



経営診断

自店の経営診断ができます！

スマートフォンやタブレットから簡単にご利用できます

対応機種/スマートフォン、タブレット OS/iOS (ver.13以上)、Android
インストールはAppストアまたはGoogleplayストアからアプリをダウンロードします。
※アプリの利用で個人情報を取得することはありません。



iPhone版



Android版

公益財団法人 全国生活衛生営業指導センター

指導センター

検索

〒105-0004 東京都港区新橋6-8-2 全国生衛会館二階 TEL 03-5777-0341 FAX 03-5777-0342

カンピロバクターによる食中毒の予防について

猛暑が続くこの季節、食品等事業者の方々には、細菌性食中毒の発生防止に、より一層の注意を払われていると思います。細菌性食中毒の中でも、例年発生件数が多いのがカンピロバクター食中毒です。カンピロバクターは様々な動物の腸内にいる細菌で、人がカンピロバクターに汚染された食品を喫食すると1～7日(平均3日)後に下痢、発熱、倦怠感などの症状が現れます。多くは数日で回復しますが、カンピロバクター食中毒は、後遺症として、まれに手足の麻痺や筋力の低下等の神経障害を引き起こすことがあります。これはギラン・バレー症候群と呼ばれるもので、重症の場合は呼吸筋の麻痺が起きるなど、人の生命に関わることもある病気です。食中毒調査によって判明した原因食品の多くは鶏肉料理で、鶏肉の刺身やタタキ、鶏レバーの刺身など、鶏肉や鶏の内臓を、生や加熱不十分の状態で喫食した事例が数多く報告されています。

カンピロバクター等の食中毒の発生防止に必要なのは、食中毒予防の3原則を徹底することです。すなわち、食材に細菌を「つけない」こと、食材を適切な温度で保管して細菌を「ふやさない」こと、十分に加熱して細菌を「やっつける」ことが重要です。

厚生労働科学研究(H14～16年度報告)によると、食鳥処理(鶏をさばいて食鳥肉にする処理)後の鶏肉のカンピロバクター汚染率は67.4%と高率であり、また、カンピロバクターは少ない菌数で食中毒を引き起こすため、鶏肉は「新鮮だから安全」とは考えず、必ず中心部を75℃で1分間以上加熱してから提供・喫食しましょう。

(栃木県保健福祉部生活衛生課)

